

■令和元年度第7回（第300回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和元年9月18日（金）午後2時30分～午後3時10分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、阪口副市長、水道事業管理者、教育長、都市戦略本部長、財政局長、総務局長、総合政策監、スポーツ文化局長

【議 題】 文化会館条例の改正について

< 提 案 説 明 >

文化会館条例の改正について、スポーツ文化局長から次のとおり説明があった。

- ・ 市民会館おおみや及び市民会館うらわの供用停止時期が決定したことに伴い、令和2年度から市民会館おおみや新施設の指定管理者選定の実施及び現市民会館うらわの利用予約停止を行うため、文化会館条例を改正する必要がある。
- ・ 条例改正を行う目的は、①市民会館おおみやに関する条例の改正、②市民会館うらわに関する条文の削除、③その他所要の改正である。
- ・ 市民会館おおみやについては、主に利用時間の変更及び利用料金の改定に係る改正を行う。なお、名称については愛称を募集する予定である。
- ・ 利用料金の改定については、大宮駅近くに移転することによる立地及び利便性の向上、新たな機能を導入すること等による機能の向上、これらに伴う維持管理経費の増加、及び周辺施設や同種機能を有する施設等とのバランスを考慮して料金を設定した。
- ・ 大ホールについては、資料に記載した考え方にに基づき、現市民会館や他施設とのバランスを考慮し改定を行う。
- ・ 小ホールについても、資料に記載した考え方にに基づき、現市民会館や他施設とのバランスを考慮し改定を行う。
- ・ ホール以外の諸室については、駅近くに立地する利点を生かし、仕事帰り等の活動を促進するため、新施設においては午後区分と夜間区分を同一の㎡単価とする。各諸室の利用料金については、立地、利便性及び機能向上の観点から現施設より高い単価設定を前提としつつ、同種機能を有する他施設とのバランスを考慮し料金改定を行う。
- ・ その他の改正について、本市が主催または共催し、施設の設置目的である文化の向上及び福祉の増進に寄与する事業に対し、利用料金の減免ができる規定を新設する。

< 意見等 >

- ・ 減免規定について、減免とは無料ということか。
→ 事業の内容によって減免割合を設定する予定である。
- ・ 民間の会議室と比較して料金設定はどうか。
→ 新施設周辺の民間の会議室と比較すると安価な設定となっている。
- ・ 減免規定の設定にあたっては、障害者が公の施設を利用する際の減免規定など、他の規定との関係を整理しておくこと。
- ・ 加算体系の変更について、今回は市民会館おおみやのみの変更ということか。他の施設についてはどのように考えるか。
→ 将来的に市民会館うらわ新施設の料金設定も控えており、今後合わせて検討していく予定である。

< 結果 >

文化会館条例の改正については、原案のとおり了承する。

< 会議資料 >

文化会館条例の改正について